

## 請願第 1 号

### 外部団体への個人情報提供に関する請願について

みえ教育ネットワーク教職員ユニオンから提出のあった標記の請願を付議する。

令和 5年 5月 2日提出

名張市教育委員会  
教育長 西 山 嘉 一

2023年3月16日

教育長 様

## 外部団体への個人情報提供に関する請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン  
委員長 大原 敦子  
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)  
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

### 1 請願の要旨

PTA等の学校の外部団体に対して個人情報提供を行うことについて、本人から書面での同意をとることの徹底を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

### 2 請願の理由

学校の外部団体であるPTAに対して、保護者や教職員が強制的に加入させられている実態が全国的にあるとよく耳にするようになりました。PTAがこれまで果たしてきた役割を否定するつもりはありませんが、加入に伴う負担の大きさから離職をせざるを得なくなる方等もいらっしゃるようで、PTAへの強制加入はあってはならないと考えております。そこで、当組合は三重県におけるPTAへの加入方法の実態を明らかにすべく、県内の市町教育委員会や市町立学校管理職にはたらきかけ、調査を進めてきました。

そもそもPTAは学校の外部団体であり、加入の強制はできません。また、加入に伴って、学校の保有する氏名や、場合によっては銀行口座情報といった個人情報を、外部団体であるPTAに無断提供したとなれば、校長は地方公務員法第34条(守秘義務)に違反したことになります。他者を無許可で外部団体に加入させた上で、金銭徴収まで行うわけですから、さらに問題があるといえます。

しかし、実際には県内市町立学校において、意志確認なしでPTA加入が行われている学校はいくつもあります。「加入について、アナウンスを行い、不加入についての申し出がなければ加入してもらっている」という学校も相当数ありますが、同時にそのような学校の管理職が次のような見解を示していることをいくつか確認しています。

- 任意加入であるとは説明していないが、PTAの活動内容について説明しても、「加入しない」という申し出はなかったので加入の同意(個人情報提供同意)があったと考えている。
- 任意加入であるというのは知っていたという認識であるため、その旨の説明はしていない。年度当初にPTA役員選出に参加していただいているが、その際にPTA自体に入らないという申し出がないまま役員選出に参加されていたので、加入の意思(個人情報提供同意)があったと考えている。
- 任意加入であるとは周知していないが、全員に加入していただいているという旨を話している。その際、非加入の申し出はなかったので、加入の同意(個人情報提供同意)があったと考えている。

ここで示された内容は、つまり、任意加入であることの説明や、加入・非加入の意思表示をする場をもたないまま、活動内容説明や活動を進めていくということであり、PTAへの自動加入(強制加入)ととらえるのが妥当です。非加入の意思を示した人の意思を尊重せずに加入させるという、狭義の意味での「強制」でなかったとしても、その手続きのあり方には問題があると考えます。実際、管理職が「自動加入ではない」と見解を示している学校のPTAについて、会員が「加入の意思確認なしのまま自動加入させられた」という認識であるケースを確認することができました。このように学校側が「加入や個人情報の外部提供について同意をしてもらっているに違いない」という誤解のもと、個人情報を外部提供してしまっている事案はほかにもあることだと思います。また、任意加入である旨の説明が適正になされている場合であっても、個人情報を扱う以上、書面で同意確認をとることが必要であると考えます。

本請願書においてはPTAを例に挙げさせていただきましたが、これはどの外部団体に対する加入や個人情報提供にも通じる内容です。個人情報の適正な取り扱いのために、学校の外部団体に対して個人情報提供を行うことについて、本人から書面での同意をとることの徹底が必要であると考えます。